

【施設基準】

- ・調剤基本料2
- ・連携強化加算
- ・後発医薬品調剤体制加算3
- ・在宅薬学総合体制加算1
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

【薬局詳細情報】

- オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。
- 兵庫県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けています。
- 災害又は新興感染症の発生時等の非常時において、他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、医薬品の供給が対応可能な体制を整備及び確保しています。
- 情報通信機器を用いた服薬指導(オンライン服薬指導の対応)を行う体制が整備されています。
- 要指導医薬品及び一般用医薬品の感染症に係る体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を平時より整備しています。
- 電子版お薬手帳に対応しています。
- 明細書の発行について。
医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に進めていく観点から、領収書発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しています。
- 厚生労働省の調剤報酬改定に伴い令和6年6月より投薬時における薬剤の容器(水薬及び軟膏剤等)を患者様の実費負担とさせていただきます。尚、患者様が使用済みの容器を薬局に返還された場合でも、衛生上の理由等から再利用はできません。また、実費の返還はできませんのでご了承下さい。
- 後発医薬品使用促進の方針に従い、患者負担の軽減・医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しております。
- 令和6年10月より後発医薬品がある薬で先発医薬品(長期収載品)の使用をご希望された場合については、医療上必要がある場合等を除いて、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象となり、長期収載品と後発医薬品との価格差の一部を患者様負担とすることになりました。ご理解とご了承の程を宜しくお願いいたします。
- 『使用済の注射針、注射器、カートリッジ』の回収を無料で行っております。

【在宅訪問情報】

在宅患者訪問薬剤管理指導及び居宅療養管理指導を実施する事が可能な体制を整えています。薬学的管理及び指導にあたり緊急、急変時の対応や在宅医療業務や薬の相談、調剤に対応できる必要な体制を整備しています。

〈麻薬に係る調剤〉

麻薬小売業者の免許を取得しており医療用麻薬の調剤ができます。

〈高度管理医療機器の取扱い〉

高度管理医療機器等販売業・貸与業許可を得ており、高度管理医療機器の取扱いができます。

〈医療材料・衛生材料の取扱い〉

消毒綿、シリンジ、ストーマ、胃ろうチューブ、吸引カテーテル、
自己導尿カテーテル、おむつ、吸収パッド、ガーゼ、マスク、
脱脂綿、絆創膏、ロールフィルムなど

(事業の目的)

第1条

1. ホシ薬局(指定居宅サービス事業者)が行う指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ホシ薬局の薬剤師が薬学的管理指導計画を作成し、適正な指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・ 指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・ 指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。
 - ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・ 従事する薬剤師の数は、指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限りホシ薬局の管理者との業務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師および歯科医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成し、訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状

況を把握し、継続的な薬学管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行う。

2. 訪問等により、行った指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前8:30～午後6:30、土曜日の午前8:30～午後2:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、姫路市安富町、夢前町、林田町、宍粟市山崎町の周辺の区域とする。

(指定予防介護居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方医からの診療情報に基づき薬学的管理指導計画の作成
 - ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤師等の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とのその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導
 - ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・ 住宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文章で説明し、同意を得ることとする。
3. 利用料として、(1単位＝10円：下記は1割負担の場合)
利用者より 単一建物診療患者1人の場合 1回 518円、
単一建物診療患者2～9人の場合 1回 379円

単一建物診療患者 10 人以上の場合 1 回 342 円、
月 4 回まで（麻薬使用の場合 100 円を加算）の利用者負担を徴収する。
但し、前回請求日との間には最低 6 日間の間隔を要することとする。

※麻薬薬剤管理の必要な方は上記金額に 1 回につき 100 単位が加算されます。

※上記のほか、麻薬注射剤を使用する患者は頻回な訪問が必要となることから、末期の悪性腫瘍の者及び中心静脈栄養を受けている者と同様に、週に 2 回かつ月に 8 回を限度として算定を実施することがあります。

・情報通信機器（オンライン）を用いた服薬指導（月に 4 回を限度として） 46 円

・その他加算

・医療用麻薬持続注射療法加算 250 円（当薬局では非該当）

・在宅中心静脈栄養法加算 150 円（当薬局では非該当）

（緊急時等における対応方法）

第 9 条

指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

第 10 条

1. ホシ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ホシ薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めたものとする。

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜～金曜 8：30～18：30

土曜 8：30～14：00

日曜・祝日 休み

* なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金（1割負担の場合）

在宅で療養されている方 518円/回

施設で療養されている方（2～9人） 379円/回

施設で療養されている方（10人以上） 342円/回

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に1回につき100円が加算されます。

※上記のほか、麻薬注射剤を使用する患者は頻回な訪問が必要となることから、末期の悪性腫瘍の者及び中心静脈栄養を受けている者と同様に、週に2回かつ月に8回を限度として算定を実施することがあります。

※情報通信機器(オンライン)を用いた服薬指導(月に4回を限度) 46円

4. その他 加算等 (1割負担の場合)

医療用麻薬持続注射療法加算 ~~250 円~~

在宅中心静脈栄養法加算 ~~150 円~~

(項目4については、現在 当薬局では非該当)

兵庫県知事指定介護保険事業所

番号 2844005021号

ホシ薬局